

○第二種免許を受けようとする者に対する講習に関する規程

(平成 14 年 5 月 24 日公安委員会規程第 8 号)

改正 平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規程第 5 号 平成 21 年 5 月 21 日公安委員会規程第 8 号  
平成 21 年 10 月 16 日公安委員会規程第 11 号 平成 29 年 3 月 8 日公安委員会規程第 7 号

第二種免許を受けようとする者に対する講習に関する規程を次のように定める。

第二種免許を受けようとする者に対する講習に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する第二種免許を受けようとする者に対する講習の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第二種免許 法第 86 条第 1 項に規定する大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許をいう。
- (2) 旅客車講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 7 号に掲げる講習をいう。
- (3) 応急救護処置講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に掲げる講習のうち、第二種免許を受けようとする者に対するものをいう。

(講習の実施)

第 3 条 旅客車講習及び応急救護処置講習は、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が行うものとする。ただし、法第 108 条の 2 第 3 項の規定により、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が他の者に委託したときは、この限りでない。

(講習項目等)

第 4 条 旅客車講習及び応急救護処置講習の事項、方式、講習科目及び時間は、別表に定めるとおりとする。

(講習の委託条件)

第 5 条 法第 108 条の 2 第 3 項の規定により旅客車講習又は応急救護処置講習を委託する場合の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 旅客車講習又は応急救護処置講習を行うために必要な講習指導員(以下「指導員」という。)が置かれていること又は置くことができると認められること。
- (2) 旅客車講習又は応急救護処置講習を行うために必要な施設(適応した運転シミュレーター等をいう。)及び教材を有していること。
- (3) 前条の講習科目に従うもののほか、本部長が別に定める基準による旅客車講習又は応急救護処置講習が実施できると認められること。

- (4) 指導員が運転免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたときその他指導員として適当でないと思えられる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。

(指導員の資格)

第6条 指導員に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 旅客車講習の指導員は、旅客車講習の種別に応じ、それぞれ技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第15条第1項の表に掲げる教習指導員資格者証(大型二種)、教習指導員資格者証(中型二種)若しくは教習指導員資格者証(普通二種)の交付を受けている者又はこれと同程度の自動車の運転に関する教習に関する技能及び知識を有すると公安委員会が認めた者であること。
- (2) 応急救護処置講習の指導員は、第二種免許に係る応急救護処置指導者養成講習を修了した者で第二種免許に係る応急救護処置指導員として公安委員会が認定したものであること。

(講習の委託解除)

第7条 公安委員会は、応急救護処置講習又は旅客車講習を委託した者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該講習の委託を解除するものとする。

- (1) 第5条に規定する委託の条件に違反したとき。
- (2) 応急救護処置講習又は旅客車講習の実施に関し公安委員会の指導及び監督に従わなかったとき。
- (3) 公安委員会において委託の必要がないと思えられる事情が生じたとき。

(指導及び監督)

第8条 公安委員会は、応急救護処置講習又は旅客車講習を委託した場合は、委託条件の遵守状況等について監督するとともに、当該講習を委託した者に対し必要な報告を求め、又は当該講習の内容等について必要な指導又は助言を行うものとする。

2 公安委員会は、指導員の技術及び知識の向上に資するため、必要な研修を行うことができる。

(その他)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成19年6月1日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則(平成21年5月21日公安委員会規程第8号)

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 16 日公安委員会規程第 11 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 8 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

## 別表(第 4 条関係)

### 1 旅客車講習

事項	方式	講習科目	時間
危険を予測した運転	実技	危険を予測した運転	2 時間
	討議	危険予測ディスカッション	1 時間
夜間の運転	実技	夜間の運転	1 時間
悪条件下での運転	実技	悪条件下での運転	1 時間
身体障害者等への対応	実習	身体障害者等への対応	1 時間

### 2 応急救護処置講習

事項	方式	講習科目	時間
応急救護処置	講義	応急救護処置とは	1 時間
		実施上の留意事項	
		救急体制	
		具体的な実施要領	
		各種傷病者に対する対応	
	まとめ	1 時間	
	実技	傷病者の観察・移動	1 時間
		体位管理	
		心肺蘇生	2 時間
		気道異物除去	
止血法		1 時間	
包帯法			
固定法			